# 建築審査会審議概要

建梁番宜会番議 <b></b>		
会議名		令和元年度第1回札幌市建築審査会
開催日時		令和元年 5 月 27 日(月) 午後 1 時 30 分~午後 4 時 00 分
開催場所		札幌市役所本庁舎 7階都市局会議室
出席者	委員	森会長、園田委員、星原委員、松平委員
	事務局	都)建築指導部長、管理課長、制度担当係長、係員1名
	説明員	都)建築指導部管理課指導係長、係員2名
審議結果		議案第1~3号は「同意」 議案第4号に係る意見は以下「議事概要」のとおり
議事概要		(1)議案第1号 第一種低層住居専用地域が過半を占める敷地において、用途の制限 を超える物品販売業を営む店舗を新築したい旨の許可申請(法第48条 第1項ただし書き)
		<ul><li>【主な質疑】(○は委員の発言、●は説明員の発言)</li><li>○近くに小学校があるが、子供が敷地内を自由に通り抜けするようなことにならないか。</li><li>●歩行者の通行動線が限定されるように計画されている。</li></ul>
		<ul> <li>○聴取会で、信号の設置について意見があったとのことだが、具体的にはどの場所のことか。</li> <li>●新琴似一番線の申請建物の正面に当たる横断歩道のことで、現状、横断歩道はあるが信号は設置されていない。</li> <li>○交通量の調査としては問題ないとのことだが、実際には学校の下校と店舗利用が重なる時間がある中で、信号がないと車は止まってくれないだろう。よって信号はあった方がいいと考える。</li> <li>●事業者からは、すでに北海道警察に対し信号設置について要望を行っており、今後も地域の方々と連携して対応していく旨の意向を伺っている。</li> </ul>
		<ul><li>○駐輪場が店舗近くに設置されており道路から遠く離れているが、自転車の動線はどうなっているのか。</li><li>●白線を引くことにより歩行者や自転車の動線を明示し、自動車動線との分離を図っている。</li></ul>

- ○新琴似一番線からの車の入出庫についてはどのように制限をするの か。
- ●看板の設置などにより緩やかな誘導になるだろうが、入出庫の方向 を制限する。繁忙期には誘導員を配置すると聞いている。
- ○聴取会での意見には、隣接して計画されている物販棟の内容についても出ているようだが。
- ●聴取会の時点ではまだ決まっていなかったが、その後事業者から、衣料品販売店舗と100円ショップ、眼鏡店が入るという情報があった。

#### (2)議案第2号

第二種低層住居専用地域において用途の制限を超える事務所および 事務所に付属する倉庫を新築したい旨の許可申請(法第48条第2項た だし書き)

## 【主な質疑】(○は委員の発言、●は説明員の発言)

- ○意見の聴取会は何名来たのか。
- ●利害関係者 21 名に文書を送付し、参加者は 3 名であった。なお、利害関係者の範囲については、敷地境界から 50mの範囲の土地又は建物の所有者としている。
- ○聴取会での意見は肯定的なものが多いが、どのような背景によるも のか。
- ●地域住民からは、過去に森林事務所が間伐した木材の提供を受けていたことや、現在は地域の祭事で森林事務所の敷地を駐車場として利用するほか、森林に関する相談に乗ってもらう等、森林事務所が地域と密接に関連する施設であるため、この場所から離れないでもらいたいという要望がある。

#### (3)議案第3号

道路内において駅舎(スロープ)を新築したい旨の許可申請(法第44条第1項第2号)

#### 【主な質疑】(○は委員の発言、●は説明員の発言)

- ○スロープの冬の維持管理はどのように考えられているのか。
- ●屋根が設置されるので雪の吹込みは少ないと思われる。なお、床は滑

りにくい素材とする計画である。

- ○スロープのコーナー部分は車いすでも動きやすい寸法か。
- ●コーナー部分には、直径 1.5mの円が内接する踊り場を設置する計画である。

# (4)議案第4号

特別工業地区内において用途の制限を超える寄宿舎を新築したい旨の許可申請(建築基準法施行条例第73条第1項ただし書き)

# 【主な質疑】(○は委員の発言、●は説明員の発言)

- ○当該施設の利用者は、隣接する工場又は運送事業の労働者と資料に 記載されているが、隣接する工場とはどこのことか。また、運送事業 の労働者の範囲はどこまでか。
- ●工場は同じ敷地内の整備工場である。運送事業の労働者は当該会社 の経営管理下にある従業員を指している。
- ○他の会社から臨時で来た人なども利用できるということか。
- ●そうなる。
- ○労働安全衛生規則で、部屋は男性用と女性用に区別することとある が、今回の計画は男性用と女性用に分かれているのか。
- ●個室化することでそれを満たしている。

## (5)報告事項

- ・日影規制の適用除外に係る包括同意基準に基づく許可
- ・札幌市建築基準法施行条例の改正に伴う特別用途地区における包括 意見聴取基準の廃止

以上

連絡先

札幌市都市局建築指導部管理課(制度担当) 電話番号:011-211-2859